

がんばっています!

- No. 46 -

「なべくら高原 ひぐらし農場」

(常盤地区・戸隠) 木内晴基さん



▲ 妹さん(左)と晴基さん(中央)とお父さん(右)と育てた野菜で作った料理



転職し農業を始めてもうじき丸三年となります。親元就農という形で、農業を始めるのに必要な農地・設備・農機具やトラクター・人手・売り先など、経営は形が出来上がっている中で入らせていただいたこともあり、現状からさらに良くするためには何が必要で、新たにネット販売を筆頭に色んな事を取り入れてみたら良いんじゃないかとチャレンジしていく中で、自分の思う通りに自由に行動させてもらっている状況です。前職での経験値も意外と活きる場面が多様であり、何事も経験は重要だと

感じます。

ひぐらしフードラボ

地元に戻ってきたタイミングに丁度良く、飯山市×長野県立大学が提携した取り組み『Good Business Meeting』への1個人事業主として参加できた事がかなり大きな転機であり、考えるチャンスを得ただけで感じました。それをきっかけに『ひぐらしフードラボ』を立ち上げ、なべくら高原の畑に訪れたお客様が、大自然で育てた野菜を採り、自分たちで調理し、ハンバーガーやピザなどにして超新鮮な野菜をその場で味わうという体験型プログラムを始めました。

安全かつ美味しいもの

また、北信農業道場のアスパラガス講座をはじめ、農業簿記や販売知識向上など、農業に携わる上で学ばべき事を教えていただく機会もあり、知識が増えた

けでなく、一緒に切磋琢磨できる農家仲間の繋がりができました!
自分の考えている未来の農業において、まだスタートラインを切ったに過ぎない現時点ですが、自分たちの作る野菜で多くの方々に「安全かつ美味しいものを食べる幸せ」を提供できるように取り組みたいです。

多くの人に幸せを

最後に、今後さらに増えるであろう農業問題として、田舎の後継者不在により起こる「働き手不足」や「遊休農地の増加問題」に対し、都市部の働きたくても働き口がないような若者世代をうまく紹介していく繋がりをつくることで、どちらの問題も解消していきますながら「農業を通じて沢山の人が幸せになれる」そんな世界を少しずつでも広げていけたらと考えています。

あぜ道だより



外様地区農業委員
服部 克士

早いもので、農業委員になり二年以上過ぎようとしています。その前と言いますと私は建築関係の職人でした。日曜百姓で、両親の仕事を手伝うことしか出来なかつたわけでした。農業はほとんど素人同然で、言われた仕事をこなす、そんな時期がしばらく続いて、二十年、三十年たった今、自分の考えで仕事が出来る様になってきました。

今から五十年、六十年前に私の両親たちが若かった頃、如何にして百姓(農業)の収入をより多くする事が出来るかと思い、里山のさらに上の山林を切り開いて、田んぼを作り、畑を作って生活の糧を得てきました。農機具のない時代、クワで耕し、リヤカーで農作物を運んでいた時代があったのです。今思いますが、大変な仕事であつたわけでした。(自分も多少記憶に残っていますが) そんな棚田、畑が今消えていこうとしています。私たちが若い世代の人にとっては、この様な田畑がどんなに大事だったか、今の時代分からなくなっています。そこには生産性

に乏しく、苦勞ばかり目に付く等々悪い事ばかりのような気がします。こんな事であつたという間に荒廃してきています。民家と里山と山林という境界線がなくなり、タヌキが出、キツネが出、ハクビシンが出、クマが出る様になってきました。この様な里山がもう一度復活するのは本当に大変です。でも、まだ草刈り作業等で形だけでも残していければ、害獣が出てこない様にすることが出来るようになるのではないかと思います。里の田や畑は、今は圃場整備が進んでいて守って行く事はそれほど難しいことではないかと思いません。

農業委員の仕事の一つとして、人・農地プランの作成があります。貸したい人、借りたい人を結び付ける、また農地の集積、集約化を進めていく。また農地の遊休荒廃地を止めるために、新規参入を進めたり、農業以外の事にも目を向けていかなければならないと思います。農業委員会の基本理念である「農地を守る」、言葉にすると簡単ですが、今の時代、農業者の高齢化が急速に進行したことによる担い手の減少等々、多くの課題があります。地道に一つ一つクリアしながら進むことで、今の現状を続けていけるのではないかと思います。



農地を相続したら、 農業委員会に届け出 をお願いします!

■ 相続登記をする

農業委員会への届け出には相続登記を済ませてからになります。農地の相続登記(名義変更)は、農地のエリアを「管轄する法務局」で行います。手続きは、お近くの司法書士にもご相談できます。

■ 届け出をする

相続登記後、農業委員会へ届け出をお願いします。なお、届け出には次の物を提出してください。

- ・農地の相続等の届出書
- ・相続登記済の登記事項証明書など相続したことを確認できる書面

※この農地相続の届け出には、農業委員会が農地の所有権の動きを把握して農地の有効利用を図る目的があります。相続人が遠方に住んでいるなど農地を管理できない事情がある場合のご相談や、地元で借り手を探すなどは農業委員会にお問い合わせください。

あしあと 3・4月の活動記録

- 3月10日 農業委員会役員会
- 〃 農地相談
- 26日 3月農業委員会総会
- 4月10日 農業委員会役員会
- 26日 4月農業委員会総会
- 〃 学習会